

行橋市環境衛生保全基金条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長

工藤政宏

行橋市規則第36号

行橋市環境衛生保全基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行橋市環境衛生保全基金条例（令和8年行橋市条例第23号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第5条に規定する事業は、次に掲げるものとする。

(1) じん芥収集車購入事業

(2) し尿収集車購入事業

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。